



## ドイツ競争制限禁止法改正 企業結合規制の改正とデジタル化社会に対応した競争保護策 執筆者: 加藤 由美子

### I 概要

2021年1月19日、日本の独占禁止法に相当するドイツ競争制限禁止法の第10次改正法<sup>1</sup>が施行された。かねてより効果に比べて過度な負担が問題視されてきた企業結合規制の効率化とデジタル化社会におけるより公正な競争の確保を目指した今回の改正の主要項目は次のとおり。

- ① 企業結合届出要件の緩和
- ② デジタル化社会に即した競争制限行為規制改定(事前規制の導入)
- ③ コンプライアンスシステムへの評価(課徴金算定考慮)

今回の改正は、デジタル化、巨大デジタルプラットフォームの著しい台頭をはじめとした現在の社会的・経済的環境に鑑み、より効率的で効果的な競争保護策をとることを目的としている。

上記①の改正により、M&Aを予定している企業は新たな企業結合規制の下で届出の可否やスケジュールを検討することが求められる。上記②の改正は、どの企業も自身の有するネットワーク効果やデータの優位性等を用いて支配的地位の濫用ととられるような行為を行っていないか、または、市場で活用するにあたり必要なデータへのアクセスが、他企業により制限され競争を妨げられていないか再確認する機会となろう。上記③は、競争当局は課徴金算定にあたり効果的なコンプライアンス制度を事前に確保していた企業には一定の考慮をとするものであり、積極的に競争制限行為を未然に防ぐためのコンプライアンス制度を整えることを促すものとなっている。

以下、日本企業にも影響が大きいと思われる主要な改正内容について紹介する。

<sup>1</sup> ドイツ語の原文による改正の経緯、改正法についてはドイツ連邦議会の URL ご参照：  
<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2021/kw02-de-digitalisierungsgesetz-gwb-814250>

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。  
西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com))

## II 主要な改正内容

### 1. 企業結合規制

ドイツでは、企業結合規制に基づく届出の閾値が低いため、連邦カルテル庁(Bundeskartellamt)には、毎年 1,000 件を超える届出が提出されてきたが、その中でより慎重な分析が必要となる複雑な案件はごく一部に限られており、企業結合審査を行う連邦カルテル庁や企業担当者の事務負担が問題となっていた(具体的には、2020 年には約 1,200 件の企業結合の届出が提出されたが、そのうちより詳細な分析が必要としていわゆる第 2 次審査に進んだ案件は 7 件のみ、そのうち 2 件は条件付クリアランス、3 件は無条件のクリアランス、2 件は現在も審査継続中である<sup>2)</sup>。

そこで改正法では、連邦カルテル庁および企業担当者の事務負担を軽減し、連邦カルテル庁が、より慎重な分析を必要とする案件の審査に集中できるよう、企業結合の届出要件が緩和される(閾値の引き上げが行われる)こととなった。一方、ごく限定された条件下ではあるが、届出要件を満たしていなくても当局による届出命令により届出を求められる場合がある。その他主な企業結合規制関連の改正は以下のとおり。

#### (1) 届出基準

改正後の届出基準は次のとおり改正された。

##### A. 売上高基準<sup>3)</sup>

企業結合の前年の事業年度において、以下の条件すべてを満たす場合

1. 全当事者の全世界売上高の合計: 5 億ユーロ超(変更なし)
2. 一当事者のドイツ国内売上高: **5,000 万ユーロ超**(改正前 2,500 万ユーロ超)
3. 他の一当事者のドイツ国内売上高: **1,750 万ユーロ超**(改正前 500 万ユーロ超)

##### B. 取引価値基準

以下の条件すべてを満たす場合

1. 全当事者の全世界売上高の合計: 5 億ユーロ超(変更なし)
2. 一当事者のドイツ国内売上高: **5,000 万ユーロ超**(改正前 2,500 万ユーロ超)
3. 取引の対価として支払われる被買収企業の価格: 4 億ユーロ超(変更なし)
4. 被買収企業がドイツ国内において実質的な事業活動をしている場合(変更なし)

#### (2) 届出命令

限られた状況下ではあるが、連邦カルテル庁は前述の届出基準を満たしていない場合であっても、以下の条件をすべて満たすような国内市場における有効な競争が著しく損なわれる可能性の高い取引については、連邦カルテル庁の判断で届出命令が出される場合がある<sup>4)</sup>。

1. 買収企業の全世界の売上高の合計が 5 億ユーロ超
2. 買収企業のドイツにおける関連市場における需要・供給のシェアが少なくとも 15%を占めていること

<sup>2)</sup> 連邦カルテル庁は毎年年末に 1 年毎の審査状況につき発表している。2020 年の審査状況については以下の URL ご参照:  
[https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Meldung/EN/Pressemitteilungen/2020/29\\_12\\_2020\\_Jahres%C3%BCckblick.html?nn=3591286](https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Meldung/EN/Pressemitteilungen/2020/29_12_2020_Jahres%C3%BCckblick.html?nn=3591286) (連邦カルテル庁 2020 年 12 月 29 日プレスリリース)

<sup>3)</sup> ドイツ競争制限禁止法第 35 条:[https://www.gesetze-im-internet.de/gwb/\\_35.html](https://www.gesetze-im-internet.de/gwb/_35.html)

<sup>4)</sup> ドイツ競争制限禁止法第 39 条 a:[https://www.gesetze-im-internet.de/gwb/\\_39a.html](https://www.gesetze-im-internet.de/gwb/_39a.html)

3. 被買収企業の全世界の売上高が 200 万ユーロを超えており、かつ、そのうち 3 分の 2 以上がドイツにおける売上であること
4. 連邦カルテル庁が既に関連市場における調査を十分に行っていること
5. 当該企業結合により国内市場における有効な競争が著しく損なわれるとする合理的な兆候があること

### (3) 第 2 次審査期間の延長

重大な事案や複雑な事案に関して、連邦カルテル庁がより慎重に分析を行えるよう、第 2 次審査期間が 4 ヶ月から 5 ヶ月<sup>5</sup>に延長された。従って、企業結合の手続は届出の提出から第一次審査期間を含めて最大で合計 6 ヶ月を要することになる。

### (4) 企業結合の完了通知の廃止

従来求められていた企業結合完了後の連邦カルテル庁への通知義務は廃止された。

### (5) Minor Market 条項

ドイツ国内において少なくとも過去 5 年間にわたり商品・役務が提供されており、かつ前年における市場全体の売上高が 2,000 万ユーロ(改正前 1,500 万ユーロ)未満である場合は、売上高基準を満たす場合であっても届出は不要である<sup>6</sup>。

## 2. デジタル化社会に対応した競争保護策

今回のもうひとつの重要な改正点は、デジタル化社会や巨大デジタルプラットフォーマーの台頭をはじめとした市場・社会の変化に対応した競争制限行為規制の現代化<sup>7</sup>—事前規制の導入である。伝統的には、支配的地位の濫用をはじめとする競争制限行為は、実際に違反行為が行われた後に、当該違反行為を差止めたり、課徴金等の制裁を課すことで事後的な規制で対応されてきたが、デジタル化社会では市場が大幅且つ急激に変化する傾向があり、競争政策の見地から望ましくない市場の発展が見られた場合には競争当局による早期の介入が望まれる場合がある。

そこで、今回の改正法では、「市場全体の競争に最も重要な意味を持つ企業」であると連邦カルテル庁が判断した場合には、たとえその企業が未だに支配的地位を築いていない場合であっても、例外的に事前介入措置を講じることができるものとした<sup>8</sup>。こうした事前規制が適用される場面は非常に限定されており、対象となる市場も明文で限定されていないが、GAFA のようなビッグ・テックによる競争制限行為を想定したものと理解されている。なお、連邦カルテル庁は、競争制限行為がドイツ国外で行われたものであっても、当該行為がドイツ国内市場に影響・効果が及ぶ場合には、対応措置をとりうることにしている。

また、連邦カルテル庁は、競争制限行為が実際に行われる前であっても、競争制限規制法違反となることが非常に確からしく、競争を保護するのに必要不可欠と思われる場合や、違反行為が他の会社に甚大な被害を与える場合には、事前の介入措置をとりうることにした。

これらの事前規制は競争法において革新的な制度である一方、企業の経済活動を不当に制限する可能性も否定できない。

<sup>5</sup> ドイツ競争制限禁止法第 40 条:[https://www.gesetze-im-internet.de/gwb/\\_40.html](https://www.gesetze-im-internet.de/gwb/_40.html)

<sup>6</sup> ドイツ競争制限禁止法第 36 条:[https://www.gesetze-im-internet.de/gwb/\\_36.html](https://www.gesetze-im-internet.de/gwb/_36.html)

<sup>7</sup> 改正法はデジタルマーケット、デジタルプラットフォーマー等への適用を明示しているわけではないが、改正の背景や改正に際しての連邦カルテル庁の長である Andreas Mundt 氏のコメントからも、巨大なデジタルプレイヤーによる競争制限行為が想定されていることがわかる。  
[https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Publikation/EN/Pressemitteilungen/2021/19\\_01\\_2021\\_GWB\\_Novelle.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=2](https://www.bundeskartellamt.de/SharedDocs/Publikation/EN/Pressemitteilungen/2021/19_01_2021_GWB_Novelle.pdf?__blob=publicationFile&v=2)  
(連邦カルテル庁 2021 年 1 月 19 日プレスリリース)

<sup>8</sup> ドイツ競争制限禁止法第 19 条 a:[https://www.gesetze-im-internet.de/gwb/\\_19a.html](https://www.gesetze-im-internet.de/gwb/_19a.html)

### 3. コンプライアンスシステムへの評価

最後に、改正法では、企業が事前に競争制限法違反行為を察知し、防止するための十分かつ効果的なコンプライアンスシステムを構築していた場合には、連邦カルテル庁は競争制限行為に対する課徴金の算定に際して、これを考慮する旨が明文化された<sup>9</sup>。従って、各企業は自社のコンプライアンスシステムの実効性につき確認することが望ましい。

#### おわりに

デジタル化社会をはじめとした現在の社会的・経済的環境の変化に照らしてより効果的な競争保護策をとることを主要な目的としたこれらの新制度が、公正な競争社会の確保に向けてどのような影響を及ぼすのか、今後数年以内にドイツ経済エネルギー省が経過をモニタリングし報告することとなっている。革新的といわれる今回の改正が実際に市場にどのような効果をもたらしていくのか、注目に値する。



かとう ゆみこ  
加藤 由美子

西村あさひ法律事務所 フランクフルト&デュッセルドルフ事務所  
ニューヨーク州弁護士

[yu.kato@nishimura.com](mailto:yu.kato@nishimura.com)

2011年ニューヨーク州弁護士登録。2008年ジョージタウン大学法学部修士課程(LL.M. ロータリー財団国際親善奨学生)および2009年ロンドンスクールオブエコノミクス法学部修士課程修了。2012年より2019年にかけてリンクレーターのデュッセルドルフおよびニューヨークオフィスにて勤務。コーポレート/M&Aの他、独占禁止法/競争法、国際訴訟関連の経験も有する。

<sup>9</sup> ドイツ競争制限禁止法第81d条：[https://www.gesetze-im-internet.de/gwb/\\_81d.html](https://www.gesetze-im-internet.de/gwb/_81d.html)

当事務所では、ヨーロッパでの実務に強みを持つ弁護士が、各国のリーディングファームとの友好的なネットワークも活用して、ヨーロッパ全域における、M&A、ファイナンス、紛争解決、労働、GDPRを含むデータプロテクション、IP、消費者保護法制、外国投資その他広範な分野の問題点につき、ワンストップのリーガルサービスを提供しています。